



令和4年2月24日

石川労働局長

吉田研一 殿

U
支

県支
署

石川県特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明

石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の金額改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記

1. 申し出る特定(産業別)最低賃金の件名

石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金

2. 申出の理由等

石川県内の綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数がおおむね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

3. 上記1項の特定最低賃金の改定申し出手続きは、令和4年7月末を目途に必要な書類を添付し、申し出を行います。

以上





令和4年2月28日

石川労働局長
吉田研一 殿

J A
執行 奇 敏

石川県特定最低賃金の改正に関する申出意向について

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金に関し、下記の理由により金額改正について申出る意向を表明いたします。

記

1. 最低賃金の件名

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金

2. 適用する使用者

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金を営む使用者

3. 申出の理由

申出産業における労働者の賃金格差が存在することと、企業の公正競争を確保する観点から、15条の1項の規定に基づき現行最低賃金を適正水準へ改正するよう求めます。

4. 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

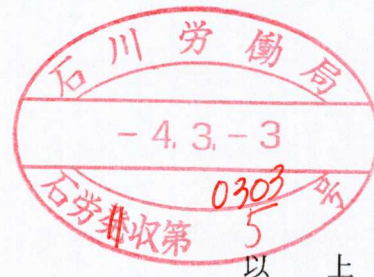
- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃片付けの業務に主として従事する者
- (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者

5. 適用する労働者の人数

23,832名

6. 申出の時期

令和4年7月末までに必要書類を添付し申し出を行ないます。





令和4年2月28日

石川労働局長
吉田研一殿

J A

執行

崎敏

石川県特定最低賃金の改正に関する申出意向について

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金に関し、下記の理由により金額改正について申出る意向を表明いたします。

記

1. 最低賃金の件名

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

2. 適用する使用者

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業を営む使用者

3. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数がおおむね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

4. 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃片付けの業務に主として従事する者

(4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者

5. 適用する労働者の人数

3,409名

6. 申出の時期

令和4年7月末までに必要書類を添付し申し出を行ないます。



以上

石川労働局長
吉田 研一 様



令和4年2月18日

全日本電 報関連産業
労働組合 地方
議 本

石川県特定最低賃金の改正に関する申出意向について

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金に関し、下記のとおり金額改正について申し出る意向を表明いたします。

記

1. 最低賃金の件名

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

2. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、おおむね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定をもとめるものである。

3. 適用する者

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者

4. 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)18歳未満又は65歳以上の者

(2)雇入後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者

(3)清掃片付けの業務に主として従事している者

(4)手作業により又は手工具、小型手持動力機もしくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線かしめ、取り付け、包装または箱詰めの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

5. 適用する労働者の人数

10,831名 /

6. 申出の時期

令和4年7月31日までに必要書類を添付し申し出を行います。



以上



令和4年2月24日

石川労働局長

吉田研一 殿

U
支

石川県支
葉

石川県特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明

石川県百貨店、総合スーパー最低賃金に関し、下記のとおり金額改正について申し出ることを表明いたします。

記

1. 申し出る最低賃金の件名
石川県百貨店、総合スーパー最低賃金
2. 申出の理由等
石川県内の百貨店・総合スーパーにおける賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数がおおむね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めらるものである。
3. 上記1項の特定最低賃金の改定申し出手続きは、令和4年7月末を目途に必要な書類を添付し、申し出を行います。

以上

